

料金を見直します



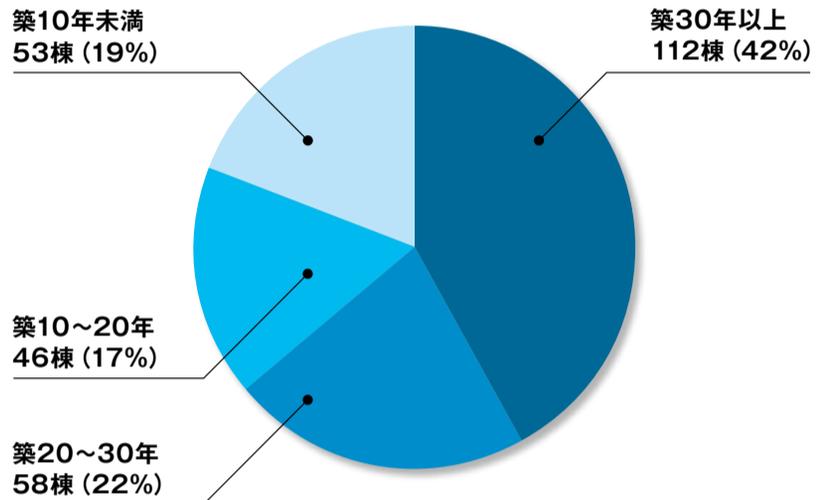
2. 公共施設の現状

現在、全国的に問題になっている公共施設などの老朽化は、市が抱えている問題でもあります。昭和50年代後半をピークに、それ以前に建てられた施設で30年以上経過した建物が全体の42%を占めており、建物の大規模修繕や建て替えなどを行わなければならない時期にきています。また、この状況から、市の施設の維持管理及び更新に対して莫大な経費がかかり始めています。市税収入などの財源確保が難しくなっている中では、管理方法や施設の統廃合など公共施設のあり方を検討し、見直していく必要があります。



◀建設から50年以上が経過し、天井落下の危険性から使用停止となっている市民会館のホール。平成28年9月の開館に向け、建て替えることが決まった。

市の施設の築年数の割合



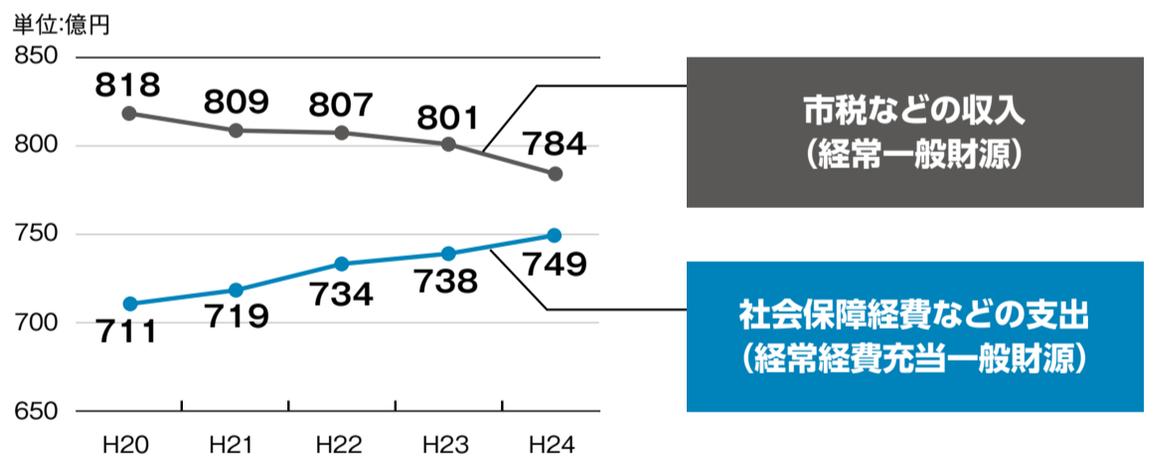
※調査対象：公民館・市民会館・保育園・市営住宅など269棟
(小・中学校、市役所庁舎は除く)

3. 市財政の現状

公共施設を維持管理・運営していくための市の財政状況は、右記のグラフが示すとおり、急速に進む少子高齢化の影響により、市税などの毎年継続的に入る収入が伸び悩んでいます。一方で、社会保障関係経費や、施設管理経費などの経常的に支出しなければならない経費が年々増加しています。

この傾向は今後も続くと予測されます。この収入と支出の差が縮まると、新たなニーズに対応できなくなるばかりでなく、施設管理などの必要経費の捻出もできなくなる恐れがあります。

経常収支の推移



年々収入と支出の差が縮まって財政が圧迫されている

使用料の現状についての説明会

公共施設の料金の現状などについて、右記のとおり説明会を開催します。当日直接会場へお越しください。

☎334-1110財政課

①2月3日(月)午後7時から 行徳文化ホールI&I

②2月7日(金)午後7時から 市民会館

使用料などの例

- ・市民プール使用料 (大人730円 ▶ 750円)
- ・動物園入園料 (大人420円 ▶ 430円)
- ・大型ごみ処理手数料 (500円券 ▶ 510円券)

※施設の利用方法や手数料の種類によって経過措置があります。また、消費税法により非課税とされている放課後保育クラブ保育料、住民票交付手数料などの使用料・手数料は変更がありません。詳細は各施設にお問い合わせください。

市内で唯一の認定補聴器専門店

自宅療養・入院中・高齢者施設入居など
ご来店できない方、**無料出張**いたします。



市川市役所正面・駐車場あります

ベスト補聴器センター
市川市八幡 1-16-2
☎ (047) 335-5722

**医師の同意に基づき、
健康保険が使える、
出張マッサージです。**

【TEL】
0120-978-531

【営業日】
月～土 9時～18時 

【ホームページ】
<http://www.konanss.jp/>

**らいふマッサージ治療院
市川店**

ご高齢者に健康と安心をお届けする、
宅配のお弁当です。

あけましておめでとうございます。
本年も、宅配クック123をよろしくお願ひします。
1月行事食は「123の日特別弁当」です。



今が旬のぶり。
メインは「ぶりの煮つけ」です。
脂のしつこくない背部を使用し
シンプルなのに、抜群においしい
自信作です。

◆化学調味料を大幅に減らして調理しています。
管理栄養士がメニューを作成しています。
日替りメニューの他、井ぶりメニューもございます。

◆安否確認OK ◆1食からお届け
◆土日も配達 ◆昼・夕2回
◆刻み食・お粥対応 1食¥577から

宅配クック 1.2.3 (営業時間: 8時～17時)
中山店【TEL】 0120-959-580
行徳店【TEL】 047-318-6886

ぜひ無料試食をお申込み下さい。

**成年後見制度・任意後見制度
個別相談実施中**

お困りの方はお気軽にご相談ください。

- ・成年後見人制度を知りたい
- ・親に認知症の症状がでてきた
- ・認知症の方の財産を処分したい
- ・認知症の方のお世話をするのが大変になってきた
- ・身内がなく将来の財産管理に不安がある

皆様のより良い生活をサポートします

あおぞら成年後見ネット一般社団法人
☎ 047-321-2721
代表理事: 弁護士 川原史郎 相談員: 行政書士 市澤廣子



公共施設の

市川市には公民館・文化施設・スポーツ施設といった
さまざまな公共施設があります。これらの施設の管理運
営費は、利用者が支払う「使用料」と市民のみなさんが
納めた「市税」でまかなわれています。

これから今の施設を維持管理・運営していくには、財
源の確保が必要です。そのひとつとして使用料を見直し
ます。



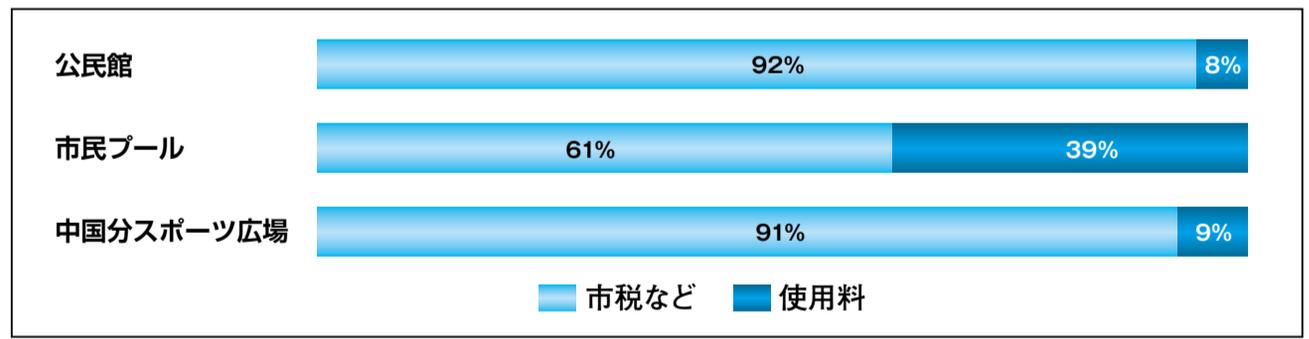
1. 使用料の現状

使用料の金額は、各施設を維持管理・運営してい
くための必要経費を算出し、それを基に、利用する部
屋の面積や利用者1人当たりの経費に応じて設定し
ています。しかし、管理運営費全体に対する使用料
収入の割合が極めて低い施設が多くなっているのが
現状です。

平成24年度施設別利用者負担割合の状況

施設名	管理運営費	使用料収入額	管理運営費に対する 使用料収入の割合 (利用者負担割合)
	1回の施設利用に かかる費用	現在の使用料 (税抜)	
公民館	5億115万円	3,822万円	8%
1部屋1時間当たり ※中央公民館第1会議室	3,100円	250円	
市民プール	9,527万円	3,740万円	39%
大人1人当たり	1,800円	700円	
中国分スポーツ広場	1,476万円	135万円	9%
コート全面1時間当たり ※午後7時～9時利用	11,000円	1,000円	

適正な負担割合に
なるように見直す



市政戦略会議へ諮問

上記使用料の現状を踏まえ、市では使用料の見
直しを検討しています。その過程で、市長の諮問機
関である市政戦略会議にはかり、使用料と市税など
の負担率の乖離^{かいり}について、是正すべきであると提言
を受けました。

**消費税率の引き上げに伴い、
4月1日から市の施設の料金
などが変わります。**

平成25年12月市議会定例会において、「使用料等の
額の加算に伴う関係条例の整備に関する条例」が可決さ
の結果、消費税率が5%から8%に引き上げられることによ
り、公民館などの施設の使用料や手数料が変わります。